令和4年度版

自 主 点 検 表 (人員・設備・運営編)

<u>事業所番号:11</u>		
事業所名:		
点 検 年 月 日:	年	月 日
点 検 扣 当 者·		

		認	事	項		適	否	確認事項
第 1	指定地域密着型	•						manus 3 XX
	指定地域密着型サ				待の防止	滴	否	• 運営規程
_	等のため、必要な							C 70 1
	・ 多を実施する等の							
	- こと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				を提供す			
	るに当たっては、流							
	の他必要な情報を							
	ない。							
第2	基本方針							
	事業運営の方針は	、次の基本方	針に沿ったもの	のとなっている	か。	適	否	・運営規程
				.要介護(要支	-		-	(C 770 1
-	であって認知症で			,				
	内な環境と地域住							
	の他日常生活上の							
	の有する能力に応							
	るものでなければ							
第3	人員に関する基							
1	従業者の員数	_						• 職員勤務表
	共同生活住居ご	とに、夜間及	が深夜の時間	帯以外の時間帯	に共同	適	否	・常勤,非常勤職員の員
(1)	生活介護の提供						1	数がわかる名簿
	の数が3又はそ							雇用契約書
				業所の有する共				出勤簿
	住居の数が3で				-			・タイムカード
	の階において隣							• 給与(賃金)台帳
	速やかな対応を	行うことが可]能な構造であ	る場合であって	、当該			• 給与支払報告書
	指定認知症対応	型共同生活	介護事業者に。	よる安全対策が	講じら			利用者数がわかる書類
	れ、利用者の安	全性が確保さ	れていると認	められるときは	、夜間			共同生活介護計画書
	及び深夜の時間	骨に指定認	知症対応型共同	司生活介護事業	所ごと			• 職員分担表
	に置くべき介護	従業者の員数	は、夜間及び	深夜の時間帯を	通じて			• 職員履歴書
	2以上の介護従	業者に夜間及	び深夜の勤務	を行わせるため	に必要			・修了証書
	な数以上とする	ことができる	,)					
(2)	利用者数は, 前	年度の平均値	i.			適	否	
	新規に指定を受	けた場合は、	適正な推定数	により算定。				
(3)	共同生活住居ご	とに、夜間及	び深夜勤務を	行う介護従業者	は,夜	適	否	
	間又は深夜の問	間帯を通じ	て1以上の必要	要数となってい	るか。			
	(宿直勤務を除	:(。)						
(4)	介護従業者のう	ち1以上の者	は、常勤とな	っているか。		適	否	
(5)	認知症対応型共	同生活介護計	画の作成担当	者は、指定認知	症対応	適	否	
	型共同生活介護	事業所ごとに	置いているか	0				
	①計画作成担当者	は、認知症対	応型の介護サ	ービスに係る計	画の作	適	否	
	成に関し、知識	及び経験を有	する者となっ	ているか。				
	②計画作成担当者	は専らその暗	機務に従事して	いるか。		適	否	
	ただし、利用者	の処遇に支障	がない場合は	,当該指定認知	症対応			

	 確	認	事	項	適	否	確認事項
	型共同生活介護事	 業所における	他の職務に従い	事することは差し支			
	えない。						
(6)	計画作成担当者は	,都道府県及	び指定都市が	実施する実践者研修	適	否	
	又は認知症介護研	修等事業に。	より実施された	:実践者研修若しく			
	は痴呆介護研修事	業により実施	をされた基礎 過	過程を修了している			
	か。						
(7)	計画作成担当者の	うち1以上の	者は、介護支持	爰専門員をもって充	適	否	
	てているか。ただ	し、併設する	指定小規模多	幾能型居宅介護事業			
	所又は指定看護小	規模多機能	型居宅介護事業	美所の介護支援専門			
	員との連携を図る	ことにより	当該指定認知症	E対応型共同生活介			
	護事業所の効果的	な運営を期待	することができ	きる場合であって、			
	利用者の処遇に支	障がないとき	は、これを置れ	かないことができる			
	ものとする。						
	また、サテライト型	型指定認知症	讨応型共同生活	介護事業所(指定認			
	知症対応型共同生	活介護事業所	であって、指況	定居宅サービス事業			
	等その他の保健医	療又は福祉に	関する事業に	ついて3年以上の経			
	験を有する指定認	知症対応型類	共同生活介護事	¥者により設置さ			
	れる当該指定認知	症対応型共同	司生活介護事業	美所以外の指定認知			
	症対応型共同生活	介護事業所	であって当該指	f定認知症対応型共			
	同生活介護事業所	に対して指揮	定認知症対応型	世共同生活介護の提			
	供に係る支援を行	うもの(以下	この章において	て「本体事業所」と			
	いう。)との密接な	連携の下に選	営されるもの	をいう。以下同じ。)			
	については、介護	支援専門員で	ある計画作成	担当者に代えて、第			
	6項の別に厚生労働	動大臣が定め	る研修を修了し	している者を置くこ			
	とができる。						
(8)	介護支援専門員は	,介護支援専	門員でない計画	画作成担当者の業務	適	否	
	を監督しているか	0					
	管理者						│ ・職員勤務表
		に再にその服	部務に従車する	常勤の管理者を置	適	否	- 戦員勤伤衣 - 出勤簿
(1)	八の生活住居こと	1-40 (W)	^{吸1刀1〜} 1に す りる	ア田到の日共日で但	旭		「山動海」 「・タイムカード
	管理上支障がない	場合 当該共	:同生活住民の4	地の職務に従事!			・ダイムカート ・給与台帳
				記等の職務に従事し、 記等の職務に従事			▗▘恫ዏᆸ慨 ▗ ▗╸組織規定等
	することができる		ホバル し 、 1 6 //	ᄗᅜᅑᄭᄱᄥᆟᅏᅜᄣᆍ			- 組織図
		-	ライト型指定詞	忍知症対応型共同生			·職員履歴書
				は、本体事業所にお			· 修了証書
	ける共同生活住居						
(2)				こがてとる。 完. グループホーム	滴	否	
_/				に認知症高齢者の介 ・認知症高齢者の介		ı	
				- 読み変問酬者の別 都市が実施する「認			
				路付けられた研修を のではない。			
	受講しているか。			ے حوالم عرب کی انداز کی در در انداز کی			
	ZHI. 2 C 0/0 0						
						<u> </u>	l .

	確	認	事	項	通	. 否	確認事項
3	代表者				遃	i 否	・修了証書
(1)	 代表者は,特養	, 老人デイ,	老健,介護图	≦療院,グループホ−	_		
	ム等の従業者又	は訪問介護員	員等として, 説	翌知症である者の介詞	蒦		
	に従事した経験	を有する者を	业				
	サービスの提供	を行う事業の	D経営に携わっ	で			
	あって,都道府	県及び指定都	都市が実施する	る「認知症対応型サ-	-		
	ビス事業開設者	研修」等を受	を講しているか	۸,			
第 4	設備に関する基準	準 [設備につ					
1	設備						
(1)	 1以上3以下(サ·	テライト型指	定認知症対応	型共同生活介護事業所	折	i 否	• 平面図
	にあっては、1又	(は2)の共同生	生活住居を有し	.ているか。			• 運営規程
	(経過措置) 平原	成18年4月	1日現在に現	こ2を超える共同生活	舌		・設備・備品台帳
	住居を有してい	るものは又は	、建築中若し	くはそれに準じるもの	の		• 消火設備点検記録
	については, 当:	分の間当該共	同生活住居を	有することができる。			
(2)	共同生活住居の	利用定員は,	5~9人とな	っているか。	遃	i 否	
	居室,居間,食:	堂,台所,浴	室,消火設備	その他の非常災害に降	祭	i 否	
	して必要な設備	その他利用者	当が日常生活 を	と営む上で必要な設値			
	を設けているか。	。(居間及び1	食堂は同一の場	易所で可能。この場合	ì,		
	機能が独立して	いることが望	ましい。)				
(3)	居間,食堂及び [・]	台所について	は、共同生活	住居ごとの専用の設備	備	i 否	
	となっているか。	。(併設事業	所サービス利力	用者との共用は原則な	不		
	可。ただし共用	型指定認知症	対応型通所介	護の利用者は同一時間	間		
	帯に3人を上限	として可。)					
(4)	居室の定員は1.	人となってい	るか。(夫婦 [・]	で利用する等利用者の	の	i 否	
	処遇上必要と認	められる場合	は, 2人部屋	とすることが可。)			
(5)	居室の床面積は	7. 43 m ²	ぱ以上(和室の	場合は4. 5畳以上)	適	i 否	
	となっているか。	0					
	(居室の床面積	について, 平	成18年4月	1日に現に存するもの	カ		
	については、経済	過措置有り)					
	他の居室と明確に	こ区分されて	いるか。		遃	i 否	
(6)	当該事業所は, 何	住宅地又は利	用者の家族や	地域住民と交流可能な	な	i 否	
	場所にあるか。						
(7)	スプリンクラー	を設置してい	るか		遃	i 否	
(延へ	ド床面積275㎡以上	という規定が	がなくなり、全	ての事業所で義務化	;)		
第5	運営に関する基						
1	内容及び手続の						
				記した文書を交付し		[否	• 重要事項説明書
	,		開始について	利用申込者の同意を	を		・運営規程
	(書面で)得て	いるか。					・入所申込書
	・重要事項を	記した文書に	こ不適切な事項	頁や漏れはないか。	遁	i 否	・同意に関する記録
	最低必要						
	① 重要	事項に関する	る規程の概要				

	確		認	事		項	j	畜	否	確認事項
	2	介護领	 É業者の菫	 肋務体制						
	3	事故角	き生時の対	讨 応						
	4	苦情処	1理の体制	IJ						
	⑤	提供す	^ト るサー t	te l						
	の有無,実施した直近の年月日,実施した評価機関									
	σ)名称,	評価結果	具の開示状況))					
2	提供拒否の	禁止								
(1)	正当な理由	なくサ	ービスσ)提供を拒んで	では	いないか。	ű	畜	否	• 入所申込受付簿
	正当な理由	自の例								
	1 =	申込者な	バ入院治療	§を要する者 [·]	であ	る場合				
	② ₹	引用者な	が定員に選	達していると:	き					
(2)	要介護度や	的所得 σ)多寡を理	毘由に提供を打	巨ん	ではいないか。	j	畜	否	
3	受給資格等	の確認	<u></u>							
	サービス摂	提供を求	められた	:場合, 以下の	要件	⊧を被保険者証に 。	: i	畜	否	・利用者に関する記録
	って確認し									・被保険者証の写し
	① 被係									・預かり証発行の写し
	② 要允	个護認定	官等の有無	Ħ						
	③ 要允	个護認定	官等の有効	功期間 						
4	要介護認定	等の申	請に係る	援助	·-					
(1)	利用申込者	が要が	↑護認定等	等を受けてい	ない	場合は、説明を行	ī l	暂	否	
	い、必要な	ぼりを	行ってし	い るか。						
	必要な扱	援助とに	は,既に申	ョ請が行われっ	てい	るかどうか確認し	,			
	申請をし	ていた	い場合は	は、利用申込む	者の	意向を踏まえて				
	申請を促	とすこと	- 0							
(2)	更新の申請	情は,有	効期間の	終了する60	日前	から遅くとも30) j	畜	否	
	日前までに	はなさ	れるよう	必要に応じて	て援	助を行っているか	0			
5	入退居									
(1)	少人数によ	る共同]生活を営	むことができ	きる	かなど, 入居対象に	- ji	畜	否	・利用者に関する記録
	適した者で	であるか	の判断を	行っているか	か。					• 診断書等
(2)	主治医の診	诊断書等	等により2	\居申込者が	認知	1症の状態であるこ	- j	畜	否	• 入退居一覧表
	とを確認し	ている	か。							・紹介の記録
(3)	入院治療を	要する	る者である	ること等入居	申込	者に対し自ら必要	E j	畜	否	
	なサービス	くを提供	きすること	:が困難である	ると	認めた場合は,他の	o			
	事業者等を	紹介す	る等適切]な措置を講り	じて	いるか。				
(4)	入居に際し	ては,	入居申込	者の心身の状	犬況,	生活歴, 病歴等を	Ē ji	畜	否	
	把握してい	るか。								
(5)	退去の際は	、 生活	環境や介	護の継続性に	二配点	慮し,必要な援助 を	Ē ji	畜	適	
	行っている	か。								
(6)	退去に際し	ては,	利用者又	はその家族に	対し	し, 適切な指導を行	ī li	畜	否	
	うとともに	, 指定,	居宅介護	支援事業所等	~ 0)情報の提供及び係	₹ .			
	健医療サー	-ビスヌ	なは福祉さ	ナービスを提	供す	るものとの密接な	Į.			
	連携を行っ	ている	か。							

確認事項	適	否	確認事項
6 サービス提供の記載			
(1) 以下の記録を被保険者証に記載しているか。	適	否	・利用者に関する記録
① 入居年月日, ② 入居施設の名称, ③ 退居年月日			
(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適	否	
7 利用料等の受領			
(1) [法定代理受領サービスに該当する場合]			
・「介護保険負担割合証」に記載された負担割合相当額の支	適	否	• 領収書控
払を受けているか。			・運営規程
(2) [法定代理受領サービスに該当しない場合]			• 介護報酬請求明細書
・10割相当額の支払を受けているか。	適	否	・介護保険負担割合証の
・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	適	否	写し
(3) 次に掲げる費用等で不適切な支払を受けていないか。	適	否	
・食材料費の支払を受けている場合は、運営規程に従い適			
正に徴収されているか。	適	否	
・理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適			
正に徴収されているか。	適	否	
・おむつ代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適			
正に徴収されているか。	適	否	
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払			
を受けることができないもの(保険給付の対象となって			
いるサービス)はないか。	適	否	
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険			
給付の対象となっているサービスと明確に区分されない			
あいまいな名目による費用の支払を受けていないか。	適	否	
・「その他の日常生活費」の実費相当額の積算根拠は明確			
にされているか。管理費等を含む。	適	否	│• 出納簿
(4) 利用料等の支払を受けた都度、領収証を交付しているか。	適	否	
「預り金」による精算を実施している場合についても,同様の			
領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。 	適	否	
(E) AT 1 = T 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =		_	
(5) 領収証については、保険給付に係る利用者負担部分と保険給付	適	否	
対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分			
けて記載しているか。			
8 保険給付の請求のための証明書の交付	٠	_	5-r op -ts -t-
[法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合]	適	否	▶証明書控
サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交			
付しているか。			
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	\ **	7	지 (미국) (= BB 7 = 7 ^ =
(1) 認知症の症状の進行を緩和し, 安心して日常生活を送ることが	適	否	・利用者に関する記録
できるよう共同生活介護を妥当適切に行っているか。	\ 32	-	- 共同生活介護日誌
(2) 利用者1人1人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って家庭	適	否	- 共同生活介護計画書
的な環境の下で日常生活介護を送ることができるよう配慮し			
ているか。	137	_	
(3) 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	適	否	

確認	事	項	適	否	確認事項
(4) サービスの提供に当たって	ては懇切丁寧に	ーーーーーー 行うことを旨とし, 利	適	否	
用者等に対し, サービス <i>0</i>)提供方法等につ	ついて, 理解しやすい			
ように説明を行っているが	<mark>ነ</mark> ነ。				
(5) 利用者又は他の利用者等	の生命又は身体	を保護するため緊急	適	否	
やむを得ない場合を除き,	身体的拘束その	O他利用者の行動を制			
限する行為を行っていなし	いか。				
身体的拘束禁止の対象とな	る具体的行為				
①徘徊しないように、車に	いすやいす, べっ	ノドに体幹や四肢をひ			
も等で縛る。					
②転落しないように, べ	ッドに体幹や四	肢をひも等で縛る。			
③自分で降りられないよ	うに, ベッドを	冊(サイドレール)で			
囲む。					
④点滴・経管栄養等のチェ	ューブを抜かなし	ハように, 四肢をひも			
等で縛る。					
⑤点滴・経管栄養等のチュ	ューブを抜かなし	いように、または皮膚			
をかきむしらないよう	に、手指の機能	€を制限するミトン型			
の手袋等をつける。					
⑥車いすやいすからずり	, — -				
にY字型拘束帯や腰べ					
⑦立ち上がる能力のある	人の立ち上がり	を妨げるようないす			
を使用する。					
⑧脱衣やおむつはずしを約	制限するために	介護衣(つなぎ服)を			
着せる。		\$ 4. 1\$1			
9他人への迷惑行為を防	ぐためにベット	などに体幹や四肢を			
ひも等で縛る。		ナルボルーのロナッフ			
⑩行動を落ち着かせるため	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
⑪自分の意志で開けること					TΠ Idor ≕⊐ A∃
※その他、各施設において間			, 英	不	・研修記録
(6) 管理者及び従業者は,身体 事実認識、意欲を持って		∈呪ゅる/こめ/1〜正唯な	適	否	
サ 美 記載、 息飲を持って (7) 管理者は、管理者及び各 閣		集成する「良体均古笙	適	否	
の適正化のための対策を			则		
活用して行うことができ					
拘束適正化検討委員会」)					
東廃止に取り組んでいる		旭政王体で3 体1019			
具体的に取り組むべき内容	•				
① 身体的拘束等についる	て報告するための	の様式の整備。			
② 身体的拘束等の発生3					
ともに①の様式に従い					
③ 身体的拘束適正化検討		た事例を集計・分析。			
4 発生原因、結果等をと					
⑤ 報告された事例及び分					
⑥ 適正化策を講じた後、	その効果につい	ハて評価。			
(8) 緊急やむを得ず(5)の身体	的拘束等を行う	り場合には、その態様	適	否	

確	認	事	項	適	否	確認事項
及び時間、その	際の利用者の	心身の状況, 緊	る急やむを得なかっ			
た理由を記録し	ているか。					
なお、記録に当	たっては、「』	身体拘束ゼロイ	への手引き」に例示			
されている「身	∤体拘束に関す	る説明書・紹	E過観察記録」など			委員会議事録
を参考として適	i切な記録を作	成し、保存し	ているか。			・身体的拘束適正化の
(9) 身体的拘束等の	適正化を図る	ため、次に掲げ	^ず る措置を講じてい	適	否	ための指針
るか。						・身体的拘束に関する
1身体的拘束適	正化検討委員	会(運営推進	会議)(テレビ電話			研修の記録
装置等を活用	して行うこと	ができるもの	とする。)を3月に			
1回以上開催	するとともに	、その結果につ	ついて、介護従業者			
	者に周知徹底		- 7 71 12 12 13 13			
②身体的拘束等			備すること。			
指針に盛り込		**************************************				
		め拘束等の適	近正化に関する基本			
的考え方		111111111111111111111111111111111111111				
		計委員会その	の他事業所内の組織			
に関する						
		・化のための暗	戦員研修に関する基			
本方針	11-17K () 47/20II	- 10 00 7 2 00 00 46	(A)			
	i内で発生した	·身体的拘束等	≨の報告方法等のた			
	に関する基本					
	拘束等発生時		る基本方針			
			に関する基本方針			
			進のために必要な			
基本方針		12 17 12				
_		に対し, 身体的	り拘束等の適正化の			
ための研修を	定期的(年2]	回以上及び新規	現採用時)に実施す			
ること。						
(10)事業者は, 自らる	その提供する+	ナービスの質の	O評価を行うととも	適	否	
に, 定期的に次	に掲げるいず	れかの評価を	受けて、それらの結	, <u></u>	Н	
果を公表し、常	にその改善を	図っているか	0			
(1)外部の者に。	よる評価					
(2)第128条にお	いて準用する	第59条の17第	1項に規定する運営			
推進会議にお	ける評価					
(11) (10)の評価の約	吉果を入所(申	込)者及びその	O家族に対して開示	適	否	
しているか。					ı	
(12)自己評価は少な	くとも年に1	回は実施して	いるか。	適	否	
(13)外部評価は原則	として少なく	とも年1回は	受けているか。	適	否	
※ただし, 5年間	間継続して実施	をしたことによ	くる特例の場合は2		ı	
年に1回						
10 認知症対応型共	同生活介護計	画の作成				
(1) 認知症対応型共	同生活介護計	画の作成に関	まずる業務は計画作	適	否	・運営規程
成担当者が行っ	ているか。					・職務分担表
(2) 計画の作成に当	たっては, 通	所介護の活用,	地域における活動	適	否	・利用者に関する記録

	 確	認	事	項		適	否	確認事項
	への参加の機会	€の提供等によ	こり多様な活	動の確保に努めて	てい			・共同生活介護計画書
	るか。							
(3)	計画の作成に当	たっては、利	用者の心身の	の状況, 希望及び-	その	適	否	
	置かれている環	環境を踏まえて	,他の介護領	t業者と協議して(いる			
	か。							
	計画には,援助	の目標, 目標?	を達成するた	とめの具体的なサー	ービ	適	否	
	スの内容等が記	記載されている	か。					
(4)	計画の作成に当	たっては,その	の内容につい	いて利用者又はその	の家	適	否	
	族に対して説明	引し、利用者の	同意を得て	いるか。				
(5)	計画を作成した	:際は、利用者	に交付して	いるか。		適	否	
(6)	計画作成後にお	いても,他のか	介護従業者及	とび他の居宅サー!	ビス	適	否	
	等を行う者との	連絡を継続的	に行うこと	により,実施状況?	を把			
	握し、必要に応	じ計画の変更	を行ってい	るか。				
(7)	計画の変更を行	うう際にも(2):	から(5)に準	じて取り扱ってし	いる	適	否	
	か。							
11								
(1)				目者の自立の支援。		適	否	・利用者に関する記録
		資するように	., 適切な技術	うをもって行ってし	いる			・共同生活介護計画書
	か。							・勤務に関する記録
(2)			の介護従業者	省以外の付添など る	を雇	適	否	
	用させていない	•						
				等のサービスを	利用			
(0)	に供することは		-				_	
(3)			として利用者	省と介護従業者が	共同	適	否	
40	で行うよう努め							
	社会生活上の個		ナンチャナ	1111111111111111111111111111111111111		\ 3	T	
				援に努めているか	•	適	_	・利用者に関する記録
(2)				厚に応じた代行を原 4、	尔 則	旭	否	・同意に関する記録
	としてその都度		-	か。 同意を得ているか		<u> </u>	杰	・面会記録
		のは、争削に			•	適適	否否	
(3)				。 Eとの交流等の機割	≙ത	. —	否	
(0)	確保に努めてい		ロこしいふか	ヾこ ♥ノ 久 //心 寸 ♥ノ 1灰 3	Z _O)	旭	口	
	面会場所、時間	-	i切であるか	_		適	丕	
13	利用者に関する		_	.		ᄱᅼ	П	
			_	遅滞なく、意見る	を付	滴	否	 • 市町村に送付した通知
	、石 6.7 久の6 7 ノてその旨を市町						I	にかかる記録
				生活介護の利用	こ関			
				・護状態等の程度を				
		ぬられるとき						
			•	付を受け, 又は受け	けよ			
	うとしたとき	0						

確	·····································	事		適	否	確認事項
14 緊急時等		T		, <u></u>		REID ア・ス
'		こ病状の急変か	「生じた場合など、主	適	否	・運営規程
			エンル		I	・利用者に関する記録
	対応しているか。	> XE(## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元/5/二/2 正 MR こうじて			・マニュアル等
15 管理者の						
		者の管理・利	用申し込みに係る調	谪	否	• 組織図
	,		一元的に行っている	_	-	組織規程
か。						運営規程
1	,従業者に「運営に	:関する基準」	を遵守させるために	適	否	職員分担表
	揮命令を行っている					• 業務日誌等
		-				
16 管理者に	よる管理					
管理者は,	 同時に介護保険施設	と, 指定居宅サ	ービス、指定地域密	適	否	• 組織図
着型サービ	ス(サテライト型指	定認知症対応	型共同生活介護事業			▪運営規程
所の場合は	、本体事業所が提供	する指定認知	症対応型共同生活介			
護を除く。), 指定介護予防サ	ービス若しく	は地域密着型介護予			
防サービス	の事業を行う事業所	斤,病院,診療	所又は社会福祉施設			
を管理する	者となっていないな)\ ₀				
ただし, こオ	ιらの施設等が同一	敷地内にある	こと等により当該事			
業所の管理	上支障のない場合は	はこの限りでは	はない。			
17 運営規程						
運営規程は	,共同生活住居ごと	:に定めている	か,又実際に行って	適	否	・運営規程
いるサービ	スの内容と合致して	ているか。				
① 事業	の目的及び運営のフ	与針				
② 従業	者の職種、員数及び	が職務の内容				
③ 利用	定員					
4 指定	認知症対応型共同生	上活介護の内容	界, 利用料及びその他			
の費用	の額					
⑤ 入居	に当たっての留意	事項				
	災害対策					
	の防止のための措置		[
	他運営に関する重要					
			事項」として,当該			
1			体を保護するため緊			
			行う際の手続きにつ			
	めておくことが望る 	ましい。				
18 勤務体制		_ L				
			引生活住居ごとに,原	適	否	・就業規則
			業者の日々の勤務時			• 雇用契約書
1			係、夜間及び深夜の			・職員勤務表
		,	月ごとにその勤務の			· 研修受講修了証
	もに記録しているが	-	さもてしき 和少の人	٠ غ		・研修計画
1			ごきるよう, 担当の介	旭	否	- 出張命令
護従業者	を回正する等の継続	院性を重視し7	たサービスの提供に			・研修会資料

	確	認	事	項	適	否	確認事項
	配慮しているか。						
(3)	介護従業者の資質の	向上のために	、研修計画を	作成し, 計画に	適	否	
	従って研修を実施し	ているか。					
(4)	作成した研修計画に	従い, 当該事	業所内で研修	を実施するとと	適	否	
	もに、当該介護従業	者は認知症の	状態にあるも	のの介護を専ら			
	担当することにかん	がみ,研修機	関が実施する	特に認知症介護			
	に関する知識及び打	技術の習得を 目	目的とする研	修への参加の機			
	会を確保するなど、	従業者の計画	画的な人材育	成に努めている			
	か。						
	この場合において、	全ての介護領	業者(看護師	、准看護師、介	適	否	
	護福祉士、介護支援	専門員、法第	3条第2項に規	定する政令で定			
	める者等の資格を有	īする者その他	これに類する	る者を除く。)に			
	対し、認知症介護に	係る基礎的な	研修を受講さ	せるために必要			
	な措置を講じなけれ	ばならない。					
(5)	適切な指定認知症対	付応型共同生活	舌介護の提供	を確保する観点	適	否	
	から、職場において	行われる性的	な言動又は優	越的な関係を背			
	景とした言動であっ	って業務上必要	要かつ相当な	範囲を超えたも			
	のにより介護従業者	るの就業環境 <i>が</i>	が害されるこ	とを防止するた			
	めの方針の明確化等	の必要な措置	を講じるよう	う努めている(令			
	和4年4月1日から	義務化)。					
19	定員の遵守						
禾	川用定員及び居室の定	2員を超えて利	用させていな	ないか。2 人部屋	適	否	• 利用者名簿
15	2人利用している場	合, 利用者は	,夫婦等処遇	上の必要のある			
	か。						
20	協力医療機関等						
	協力医療機関を定め				適	否	・契約書
	協力歯科医療機関を		-				・連携支援体制協定書等
(3)	介護保険施設等との)間での連携及	及び支援の体	制を整えている	適	否	
	か。						
	また、協力医療機関				適	否	
	ているか。(利用者			「る対応等)〔な			
	お、協力医療機関等	は近距離が呈	ましい。」				
21	非常災害対策	1 h = -/- hh // 1 l				_	_,
(1)	利用者の状況及び地				適	否	・防災計画
	る非常災害の種類こ						・防災マニュアル
	体的計画を策定し、			各体制を整備し,			・消防計画の届出写し
(0)	従業者に定期的に居		•	-1.71	\- <u>-</u> -	_	・防火管理者選任届の写 .
	定期的に避難、救出		= .	-		否	L =114+=2 A3
(3)	日頃から、消防団や				適	否	・訓練記録
000	火・非難等に協力し		制の整備に到	分のているか。			
-	業務継続計画の策定		7 _L ** 26-				nt /// = 1
	計1年3月31日ま			11 <u>1</u> 711 · · · ·	\- <u>-</u> -	_	・防災計画
(1)	感染症や非常災害の				適	台	・防災マニュアル
	の提供を継続的に実	施するためσ)、及び非常時	の体制で早期の			・消防計画の届出写し

	確	認	事	項	適	否	確認事項
	業務再開を	·図るための計画(J	 以下「業務継	続計画」という。)			・防火管理者選任届の写
	を策定し、	当該業務継続計画	に従い必要な	は措置を講じている	,		l
	か。						•訓練記録
(2)	介護従業者	に対し、業務継続	計画について	周知するとともに、	適	否	・業務継続計画
业	必要な研修及	び訓練を定期的に	実施している	か。			
(3)	定期的に業	務継続計画の見直	しを行い、必要	要に応じて業務継続	適	否	
	計画の変更	を行っているか。					
23	衛生管理等						
(1)	入所者の使	用する施設、食器で	その他の設備な	又は飲用に供する水	適	否	・受水槽の清掃記録
	の衛生管理	をしているか。					・定期消毒の記録等
(2)	感染症が発	生,まん延しない。	よう必要な措	置を講じているか。	適	否	・衛生管理マニュアル
	①メチシリ	ン耐性黄色ブドウ	球菌(MRS	A), 結核, 疥癬,			・汚物処理セット
	インフル	エンザ様疾患等に	対する対策。				
	②タオルの	共用の禁止					
	③手指消毒	薬剤の配置、消毒	器の設置				
特	宇にインフル	エンザ対策、腸管と	出血性大腸菌	感染症対策,レジオ	· 適	否	
オ	<ラ対策等に	ついては、適切な	措置を講じて	いるか。			
(3)	当該介護事	業所において感染	症が発生し、ス	又はまん延しないよ	適	否	
	うに、次の	各号に掲げる措置	を講じている	か。			
	※令和6年	3月31日までの	間は、努力義	務			
	①感染症の	予防及びまん延の	防止のための	O対策を検討する委	適	否	
	員会(テレ	ノビ電話装置等を 活	5用して行うこ	ことができるものと			
	する。) を	をおおむね6月に1回	可以上開催する	るとともに、その結	ī		
	果につい	て、介護従業者に	周知徹底を図	ること。			
	②感染症の	予防及びまん延の	防止のための	O指針を整備するこ	. 適	否	
	と。						
	③介護従業	者に対し、感染症 σ)予防及びまん	ん延の防止のための	適	否	
	研修及び	訓練を定期的に実	施すること。				
24	掲示						
(1)	重要事項の	掲示方法は適切か	(場所,文字)	の大きさ,掲示方法	適	否	• 重要事項説明書
	等)。						・運営規程
	掲示事項は	すべて掲示されて	いるか。		適	否	・苦情に対する措置の概
	① 運	営規程の概要	2	従業者の勤務体制			要
	③ 苦	情に対する措置の	概要 ④	利用料			
	掲示事項の	内容、実際に行って	ているサービ	ス内容,届け出てい	適	否	
	る内容が一	致しているか。					
(2)	(1)に規定す	する事項を記載した	=書面を当該	事業所に備え付け、	適	否	
	かつ、これ	をいつでも関係者	に自由に閲覧	させることにより、			
	(1)の規定に	こよる掲示に代える	らことができる	3 .			
25	秘密保持等	=					
(1)	利用者の個	人記録の保管方法	は適切か。		適	否	・苦情に関する記録
(2)	秘密保持の	ため、従業者であっ	った者を含め、	必要な措置を講じ	適	否	• 誓約書
	ているか。	(例えば, 就業規則	川に盛り込むな	など雇用時の取り決	ţ		・就業時の取り決め等の
	め等を行っ	ているか。)					記録

	確	認	事		適	否	確認事項
(3)	サービス担当者	合議など部外	で個人情報を	用いる場合は,利	用適	否	・利用者及び家族の同意
	者(家族)に適	切な説明(利	用の目的, 配	2布される範囲なと	<u>*</u>)		書
	がされ、文書に	よる同意を得	ているか。				
						<u> </u>	
	広告						
(1)	その内容が虚偽	る又は誇大なも	のになってい	いないか。	適	否	・広告、ポスター
(2)	広告の内容が運	営規程等と整	合しているか	\ o	適	否	・パンフレット
27	指定居宅介護支	で車条条に対	オス利光州は	1年の林山			
				『可の原工 』 『対し. 入居者を紹	 介 適	否	
(1)				- 刈 し, 八ద省 を榀 産上の利益を供与			
	ていないか。	(頃として亚川		生工の利益で展子			
(2)	-	*************************************	従業者から :	退居者を紹介する	こ 適	否	
(2)				歴冶省を加기する 益を収受していな			
	か。	., <u>파</u> 버 (아기만)	╭ <i>深</i> ╻/ᆂ╶┸┖╱╱┦╏	皿でか来している			
28							
<u> </u>		「る窓□ 処理(の体制 手順:	等苦情処理のため	の 滴	否	 ・苦情記録
(1)				サロ情を全 の ため を利用申込者又は			・苦情処理マニュアル
				事業所に掲示して	-		日间処理(ニュ)ル
	るか。		& C C 01C-	チネ///ではからて			
(2)	苦情を受け付け	た場合、その	内容等を記録	しているか 。	適	否	
				に向けた取り組み			
(-)	自ら行っている		,	. = 1 3 1 7 1 2 1 1 7 1 1 2 1			
29	調査への協力等	_					
		_	, 妥当適切な:	介護が行われてい	る 適	否	
	かどうかを確認	はするために本	市が行う調査	査に協力するとと	ŧ		
	に、本市から指	導または助言	を受けた場合	においては,当該	指		
	導又は助言に従	さって必要な改	善を行ってい	いるか。			
(2)	市町村の求めに	に応じ、当該事	業所の運営規	規程の概要や勤務	体 適	否	
	制, 管理者等の	資格や研修の履	優修状況等に	ついて提出すると	ع		
	もに、自ら一般	とに公表するよ	う努めている	か。			
30	地域等との連携	±					
(1)	地域住民又はそ	の自発的な活	動等との連携	통及び協力を行う €	等, 適	否	•活動状況報告
	地域との交流に	努めているか	0				・交流に関する記録
(2)	利用者からの苦	情に関して、1	5町村等が派	遣する者が相談援	助 適	否	
	を行う事業、その	の他市町村が乳	施する事業	に協力するよう努	め		• 運営推進会議会議録
	ているか。						
(3)	利用者,利用者	の家族, 地域(主民の代表者	,行政職員又は地	域 適	否	
	包括支援センタ	一職員,認知症	b対応型共同:	生活介護に知見を	有		
	する者等による	運営推進会議	(テレビ電話	装置等を活用して	行		
	うことができる	ものとする。フ	ただし、利用	者等が参加する場	合		
	にあっては、テ	レビ電話装置等	等の活用につ	いて当該利用者等	の		
	同意を得なけれ	ばならない。)を設置して	2月に1回以上会	議		
	を開催し、活動	状況を報告し	評価を受ける	とともに, 必要な	要		

確認事項	適	否	確認事項
望、助言等を聞き、これらについて記録・公表しているか。			
(運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で			
開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数			
の半数を超えないこととすること。)			
31 事故発生時の対応			
(1) 事故発生時には市, 当該利用者の家族, 支援事業者等への連絡	適	否	• 連絡体制図
等必要な措置を講じているか。			・連絡に関する記録
(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し	適	否	• 事故記録
ているか。			・事故報告書
(3) 賠償すべき事態が生じた場合,速やかに損害賠償を行っている	適	否	・ヒヤリハット記録
か。			• 損害賠償保険加入証書
(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じて	適	否	
いるか。			
32 虐待の防止			
※令和6年3月31日までの間は、努力義務			・高齢者虐待防止に関す
(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措	適	否	るマニュアル
置を講じているか。			・チェックリスト等
①当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員	適	否	・研修計画
会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす			・事故記録
る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護			・事故報告書
従業者に周知徹底を図ること。			・ヒヤリハット記録
②当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	適	否	
③当該事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための	適	否	
研修を定期的に実施すること。			
④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ	適	否	
<u>ک</u> 。			
33 会計の区分			
(1) 事業所ごとに経理区分となっているか。	適	否	・会計関係書類
(2) その他の事業の会計と区分しているか。	適	否	
参照			
・「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の			
取扱いについて(H24.3.29老高発0329第1号)」			
• 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(H13.3.			
28老振発第18号)」			
・「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(H			
12. 3. 10老計発第8号)]			
34 記録の整備 (1) (4) **** ま こりは (は ロ ア な) なこし こ 即士 こうせき コ は まかばし でして こ	\ 	_	=7 A3 MX
(1) 従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		否	記録簿
(2) 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存してい	適	否	
るか。			
①認知症対応型共同生活介護計画			
②提供した具体的なサービスの内容等の記録			
③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 ************************************			
並びに緊急やむを得ない理由の記録			

	確	認	事	項		適	否	確認事項
④勤務	の体制等の記録	渌						
⑤本市	への通知に係る	る記録						
⑥苦情	⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録							
⑦事故								
⑧報告	⑧報告,評価,要望,助言等の記録							
9介護	(予防)給付	及び利用料等	等に関する言	青求及び受領等の	記			
録								
第6 変更	<u>の届出</u>							
※ 届	出が必要な事項	頁については	、適切に届	け出されているか	١,	適	否	
第7 介護	給付費の算定	及び取扱い						
	的事項							• 介護給付費請求書及
		引の届出があ	ればその額	() により算定され	て	適	否	び明細書
	るか。 医生光質士医	184474 2	ица ч т.	DJ + 1 - + 1 - 7		\- 	_	
	厚生労働大臣/2 数を乗じて算り			に、別表に定める	甲	適	否	
-	致を乗して昇が 円未満の端数:		-			適	否	
				洲編により自主点				
第8 その			,) H.		1243			
1 業務	管理体制							
(1) 業	務管理体制に関	関する届出を	·行っている	か。		適	否	・業務管理体制届出書
	つ行ったか。			•				
(2) 届	け出ている場合	合, 法令遵守	責任者名が復	従業者に周知され [・]	て	適	否	
い	るか。							
2 介護	サービス情報の	の公表						
(1) 当	該年度の報告係	太頼通知があ	ったとき. :	介護サービス情報が	公	適	否	・介護サービス情報公
	システムの入っ					-		表システム
- 61	つ行ったか。	(年	月 日)					
(2) 当	該年度に修正な	があった場合	入力を行っ	ているか。		適	否	
・い	つ行ったか。	(年	月 日)					